

中学校保健体育科 学習評価の進め方 (体育分野)

2021（令和3）年3月

日本女子体育大学

高橋 修一

1. 学習評価の基本的な考え方

学習評価については、「幼稚園，小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（中央教育審議会 平成 28 年 12 月）（以下「答申」と示す。）において、「子供たちの学習の成果を的確に捉え，教員が指導の改善を図るとともに，子供たち自身が自らの学びを振り返って次の学びに向かうことができるようにするためには，学習評価の在り方が極めて重要」として，その意義に言及している。

また，これまで行われてきた学習評価について指摘されている課題として，「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」（中央教育審議会 平成 31 年 1 月 21 日）（以下「報告」と示す。）において，「現状としては，前述したような教育課程の改善や授業改善の一連の過程に学習評価を適切に位置付けた学校運営の取組がなされる一方で，例えば，学校や教師の状況によっては，①学期末や学年末などの事後での評価に終始してしまうことが多く，評価の結果が児童生徒の具体的な学習改善につながっていない，②現行の「関心・意欲・態度」の観点について，挙手の回数や毎時間ノートを取っているかなど，性格や行動面の傾向が一時的に表出された場面を捉える評価であるような誤解が払拭し切れていない，③教師によって評価の方針が異なり，学習改善につなげにくい，④教師が評価のための「記録」に労力を割かれて，指導に注力できない，⑤相当な労力をかけて記述した指導要録が，次学年や次学校段階において十分に活用されていない」（丸数字は筆者加筆）といった課題も指摘されている。これらの課題を踏まえて，報告では，学習評価の改善の基本的な方向性として，「①児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと，②教師の指導改善につながるものにしていくこと，③これまで慣行として行われてきたことでも，必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと」と示されている。これは，学習評価は，学期や学年の最後に評点をつけたり評定を出したりするだけのものではなく，授業において指導した内容についてその実現状況をとらえ，児童生徒の学習の改善や教師の指導の改善に生かすものであることを示している。

学習評価については，学習状況を分析的に捉える「観点別学習状況の評価」と，これらを総括的に捉える「評定」の両方について，学習指導要領に定める目標に準拠した評価として実施するものとされており，学習指導要領に示された内容を指導し，その実現状況の評価することが求められている。また，「観点別学習状況の評価」の評価の段階及び表示の方法については，現行と同様に 3 段階（A B C）とすることとされている。

なお，各教科の学習の記録については，「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について（通知）」（文部科学省 平成 31 年 3 月 29 日）において，学習指導要領に示す各教科の目標に照らして，その実現状況を観点ごとに評価し，「十分満足できる」状況と判断されるものを「A」，「おおむね満足できる」状況と判断されるものを「B」，「努力を要する」状況と判断されるものを「C」として記入することとされている。また，「評定」は，学習指導要領に示す各教科の目標に照らして，その実現状況を，「十分満足できるもののうち，特に程度が高い」状況と判断されるも

のを「5」,「十分満足できる」状況と判断されるものを「4」,「おおむね満足できる」状況と判断されるものを「3」,「努力を要する」状況と判断されるものを「2」,「一層努力を要する」状況と判断されるものを「1」として記入することとされている。

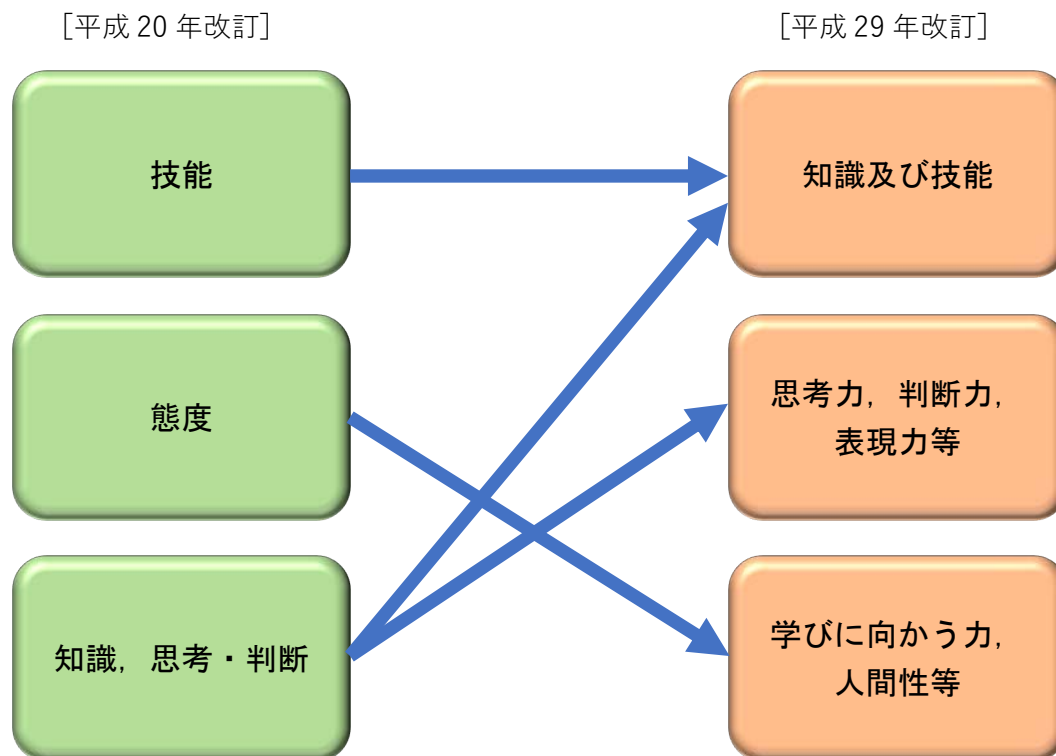
2. 学習評価の主な改善点

体育分野の学習指導要領の内容については,平成20年の改訂では「技能」「態度」「知識, 思考・判断」であったが,今回の改訂においては,各教科等の目標や内容が「知識及び技能」「思考力, 判断力, 表現力等」「学びに向かう力, 人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理された。なお,体育分野で示す「表現力」とは,運動の技能に関わる身体表現や表現運動系及びダンス領域における表現とは異なり,思考し,判断したことを他者に言葉や文章及び動作などで表現することであることを留意することが必要である。

また,体育分野の観点別学習状況の評価の観点については,平成20年では「関心・意欲・態度」「思考・判断」「運動の技能」「知識・理解」の4観点だったものが,平成30年では「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点到に整理された。これは,答申において,「小・中・高等学校の各教科を通じて,『知識・技能』『思考・判断・表現』『主体的に学習に取り組む態度』の3観点到に整理することとし,指導要録の様式を改

図1 学習指導要領の内容と評価の観点の改善

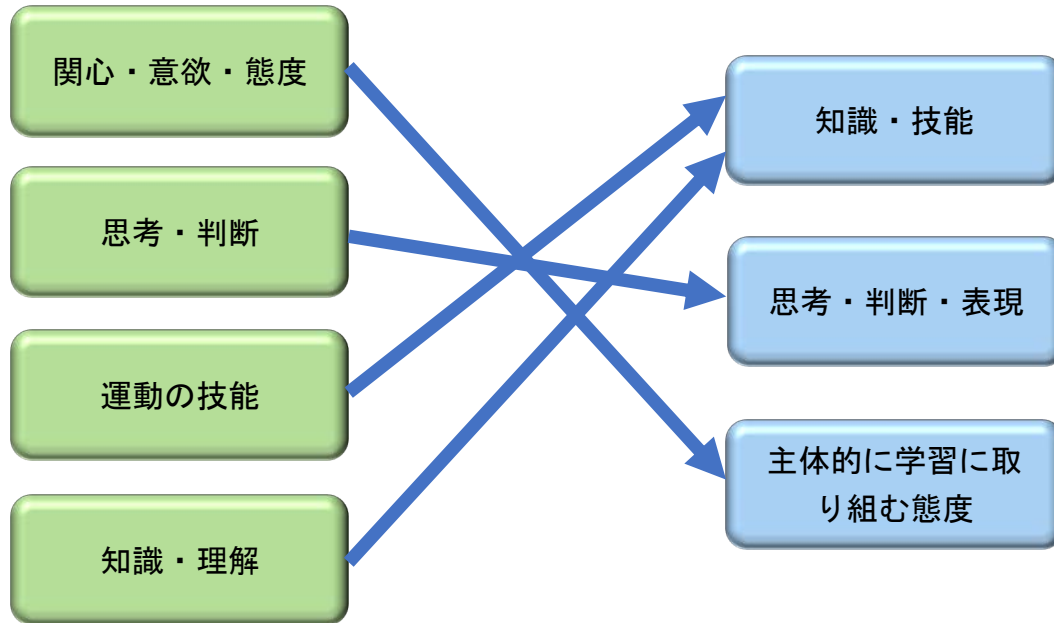
● 学習指導要領の内容の改善



● 評価の観点の改善（4 観点→3 観点）

[平成 20 年改訂]

[平成 29 年改訂]

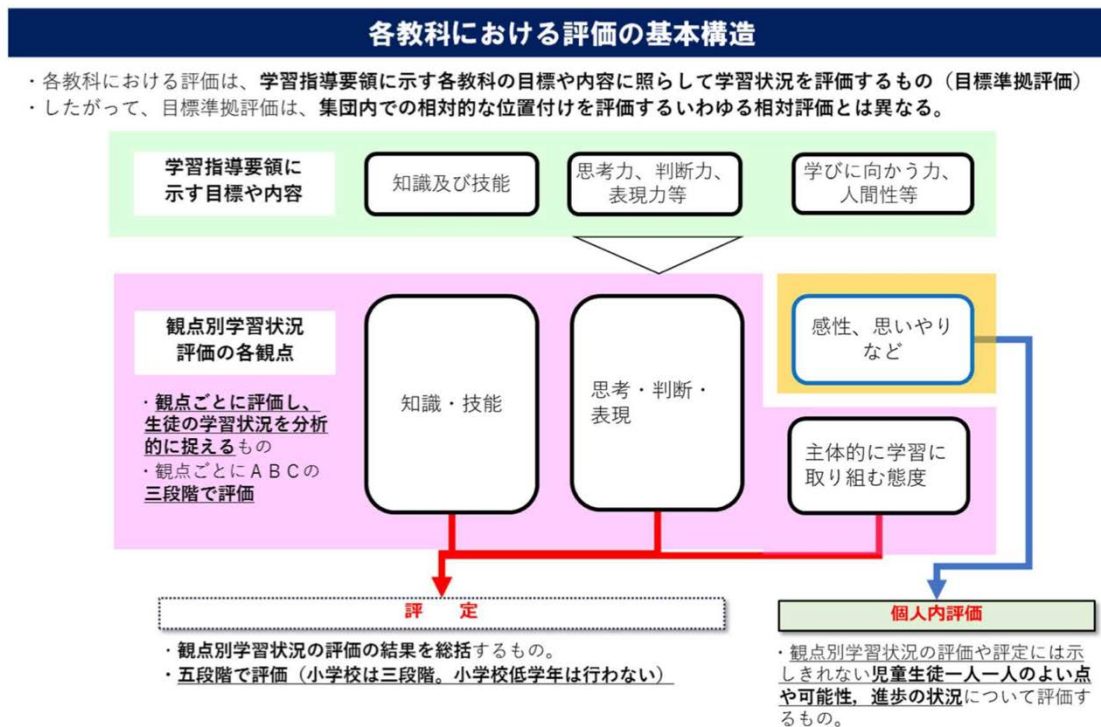


善することが必要」と示されており、全教科・科目共通で3観点で示された。なお、図2に示す通り、観点別学習状況の評価や評定には示しきれない児童生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況については、「個人内評価」として実施するものとされている。具体的には、学習指導要領の内容の「学びに向かう力、人間性」の中で、「感性や思いやり」などの部分については、観点別学習状況の評価や評定には入れず、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」の欄に記入することとなる。観点別学習状況の評価においては、「主体的に学習に取り組む態度」について評価することとなる（図2）。

また、体育分野においては、「学びに向かう力、人間性等」の内容は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた体育学習に関わる態度に対応した、公正、協力、責任、参画、共生及び健康・安全などの具体的な指導内容が示されており、報告においても「主体的に学習に取り組む態度」の評価について「各教科等によって、評価の対象に特性があることに留意する必要がある。例えば、体育・保健体育科の運動に関する領域においては、公正や協力などを、育成する「態度」として学習指導要領に位置付けており、各教科等の目標や内容に対応した学習評価が行われることとされている。」と示されており、学習指導要領に示された内容を指導し、指導したことを評価することが求められることに留意する必要がある。

図2 各教科における評価の基本構造

「児童生徒の学習評価の在り方について（報告）」平成31年1月 より



※この図は、現行の取扱いに「答申」の指摘や新しい学習指導要領の趣旨を踏まえて作成したものである。

3. 学習評価の進め方

学習評価の進め方については、『「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料』（国立教育政策研究所 令和2年7月）（以下、「参考資料」と示す。）では、図3の手順が示されている。参考資料では、この手順の前段階として単元の目標を設定している。単元の目標については、学習指導要領の「2内容」の語尾を「～できるようにする」として設定することができる。

図3 単元の評価規準の作成及び指導と評価の計画の作成の手順

「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料（令和2年7月）より作成

- 手順1：内容の取扱いを踏まえ、年間指導計画に各単元を位置付ける。
- 手順2：2年間を見通して、内容のまとまりにおける指導事項をバランスよく配置する。
- 手順3：内容のまとまりにおける「全ての単元の評価規準」を作成する。（解説の〈例示〉の文末を変換）

手順4：当該単元における「単元の評価規準」を設定する。(手順3で作成したもののなかから選んだりして設定)

手順5：具体的な指導内容の明確化を図る。

手順6：単元の指導と評価の計画を作成する。

ここから、参考資料に示された手順に沿って学習評価の進め方を説明する。

「手順1」は、学習指導要領の内容の取扱いを踏まえて、年間指導計画を作成することである。例えば、「A 体づくり運動」は、全学年において全ての生徒に履修させ、7単位時間以上配当すること、「H 体育理論」は全学年において全ての生徒に履修させ、3単位時間以上配当することなど、内容の取扱いを順守する必要がある。

「手順2」は、内容のまとまりにおける指導事項をバランスよく配置することである。「内容のまとまり」とは、参考資料において図4の通り示されているが、体育分野の学習指導要領は2年間のまとまりごとに内容が系統的に示されており、内容のまとまりの中で指導すべき内容を整理し、指導内容を系統的かつ偏りなく配置するために重要な手順となる。単元計画作成の段階で2年間のまとまりの全体像を把握した上で、各単元の中でどの事項を指導し評価するのかを明確にしておく必要がある。

図4 中学校保健体育科 体育分野の内容のまとまり

<p>〔体育分野 第1学年及び第2学年〕</p> <p>A 体づくり運動</p> <p>B 器械運動</p> <p>C 陸上競技</p> <p>D 水泳</p> <p>E 球技</p> <p>F 武道</p> <p>G ダンス</p> <p>H 体育理論</p> <p>(1)運動やスポーツの多様性</p> <p>(2)運動やスポーツの意義や効果と学び方や安全な行い方</p>	<p>〔体育分野 第3学年〕</p> <p>A 体づくり運動</p> <p>B 器械運動</p> <p>C 陸上競技</p> <p>D 水泳</p> <p>E 球技</p> <p>F 武道</p> <p>G ダンス</p> <p>H 体育理論</p> <p>(3)文化としてのスポーツの意義</p>
--	---

「手順3」は、内容のまとまりにおける「全ての単元の評価規準」を作成することである。今回の改訂では、指導と評価の一体化を一層推進する観点から、「知識及び技能（「体づくり運動」は知識及び運動）」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の指導内容を一層明確にするため、中学校学習指導要領（平成29年告示）解説保健体育編（文

部科学省 平成 29 年 7 月) (以下, 「解説」と示す。) において, 全ての指導内容で<例示>が示されている。「全ての単元の評価規準」は<例示>の語尾を変えることで作成することが可能である。参考資料では, 作成する際の観点ごとのポイントが次のように示されている。

「知識」については, 例示の文末を「～について, 言ったり書き出ししたりしている」あるいは, 「～について, 学習した具体例を挙げている」として, 評価規準を作成する。前者は一般的に認知された科学的な知識を内容とするもので, 各学校や教師の指導によって大きな相違がないものに用いている。後者は, 学校や生徒の実態に合わせて, 指導する教師により取り扱われる内容に相違が予想されるものに用いている。

「技能」については, 例示の文末を「～ができる」として, 評価規準を作成する。

「思考・判断・表現」については, 例示の文末を「～している」として, 評価規準を作成する。

「主体的に学習に取り組む態度」については, 意思や意欲を育てるという情意面の例示に対応し, 「～しようとしている」として評価規準を設定する。ただし, 健康・安全に関する例示については, 意欲を持つことにとどまらず実践することが求められていることから, 「～に留意している」「～を確保している」として, 評価規準を設定する。

「手順 4」は, 当該単元における「単元の評価規準」を設定することである。これは, 「手順 2」で配置した指導事項に対応する評価規準を, 「手順 3」で作成した「全ての単元の評価規準」から選ぶなどして設定することができる。

「手順 5」は, 具体的な指導内容の明確化を図ることである。単元の目標の実現には, 具体的な指導を充実した上で, 評価を行うことが重要である。そのため, 解説の記載等から, 生徒の資質・能力を育むための具体的な指導内容を明確にすることが重要である。

「手順 6」は, 単元の指導と評価の計画を作成することである。単元の目標, 指導事項, 評価規準が具体化され, 指導場面や評価機会が関連付けられた指導と評価の計画を作成することが重要である。解説では, 「具体的な知識と汎用的な知識との往還を図りながら積極的・自主的に技能の習得を目指すとともに, 知識と技能の関連を図ることの重要性を認識することで『知識及び技能』が育まれたり, 具体的な知識と汎用的な知識との往還を図りながら, 仲間と協働する場面を設定するなどして運動実践につながる態度などの育成を目指すことで『学びに向かう力, 人間性等』が育まれたり, これらの資質・能力を育成する過程において, 課題の解決に向けて思考し判断するとともに表現する活動を効果的に設定することで『思考力, 判断力, 表現力等』が育まれることにつながるものである。そのような学習を単元や年間, 校種のつながりを通して積み重ねることによって, 豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成につながるるとともに, 明るく豊かな生活を営む態度に結びつくも

のである。」と示されている。保健体育科の目標である「豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力」を育成することを目指し、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく配置するとともに、指導と評価の時期等の効果的な配置について十分に検討することが重要である。

4. 観点別学習状況の評価の総括及び評定への総括の考え方

観点別学習状況の評価の総括及び評定への総括を行うに当たっての留意事項について、参考資料では、

- ア 指導と評価の一体化の考え方を踏まえると、体育分野で育成を目指す資質・能力に対応した指導内容をバランスよく指導し評価することが求められる。
- イ 観点別学習状況の評価の総括及び評定への総括を行うに当たっては、各単元への配当時間数や指導事項に対応した評価規準数を考慮するのか、観点別学習状況の評価を評定へ総括する際に観点ごとの比率を設定するのか等も含め、観点別学習状況の評価の総括及び評定への総括についての考え方や方法等を、各学校において十分検討しておく必要がある。
- ウ シラバスやオリエンテーション等の機会を通して、事前に生徒及び保護者等に対して十分な説明をしておくことが重要である。

と示されている。例えば、単元の総括を行う場合、Aが半数を超えたらAと評価するなど、A、B、Cの数によって総括するのか、評価結果を、A=3、B=2、C=1等として数値に置き換えて総括するのかなど、総括の方法について教員間で事前に検討し共有を図ることが重要である。また、指導と評価の実施に当たっては、学習評価の妥当性と信頼性を確保する観点から、学習カードの記載が主な評価材料となる「知識」や「思考・判断・表現」の判断の目安や、観察が主な評価材料となる「技能」や「主体的に学習に取り組む態度」の判断の目安について教員間で事前に検討し共有を図ることが重要である。

なお、特に、主体的に学習に取り組む態度の評価については、学習指導要領に示された内容を指導し評価することが求められることに留意したい。